令和４年7月15日発行第547号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

# 行政書士とちぎ

7
July. 2022
No.547

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

©高井研一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2022年
7月号
CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○建設キャリアアップシステム研修会
3 ○第2回　理事会
3 ○事務所経営に関する研修会開催
4 職務上請求書管理委員会より
5 高齢者等生活サポート項目集
8 支部だより
9 日行連だより
10 栃木県行政書士会カレンダー（8月）
11 業務情報
12 おじゃましま～す！
13 支局かわら版（芳賀）
14 研修会のお知らせ
18 申請取次行政書士の動向
19 交差点
20 会員の動き

No. 547

今月の表紙

霧降高原（日光市）

# 栃木県行政書士会の動き

## 建設キャリアアップシステム研修会

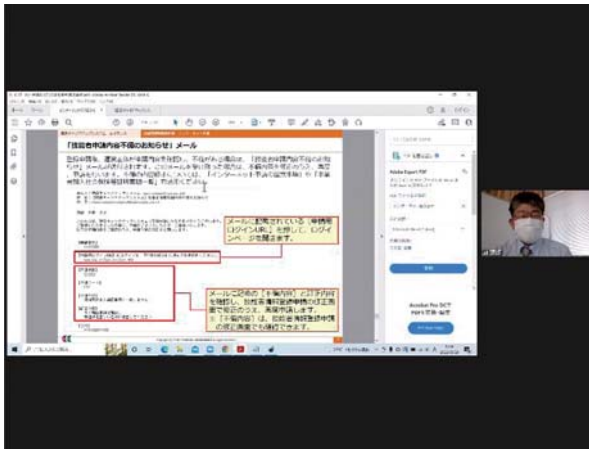

５月２６日（木）１３時３０分より建設キャリアアップシステム研修会が行われ、Ｚｏｏｍによる開催となりました。それぞれの事務所での参加者１６名、栃木県行政書士会館での参加者２名計１８名の参加となりました。

研修内容は第１部が「事業者登録と技能者登録（簡略型）の各登録申請の手続きの実際の流れについて」第２部が「事業者登録・技能者登録に必要となる社会保険確認書類について」です。

第１部の講師は、中小企業支援部　小山支部の青木裕一会員、第２部の講師は同じく中小企業支援部　宇都宮支部の西川育美会員にご講義をいただきました。

第１部の講義はインターネットを利用した建設キャリアアップシステムの事業者情報・技能者情報を登録申請する方法を、実際の申請画面に打ち込みながら丁寧に説明いただき、とても分かりやすい内容でした。

第２部の講義は社会保険確認書類についてで、建設業許可申請の添付書類と共通しているものも多く、また、社労士としての立場からの説明もあり、非常に理解しやすかったと思います。

「建設キャリアアップシステム」はまだ新しいシステムですので、建設業者の方々にとっては、実際に「現場でどう対応できるのか」「いつまでに対応をすべきか」など迷われることもあるかと思いますので、同システムを活用するメリットなど内容を理解するうえで、このような研修会を通じて研鑽を積んでいただければと思います。

今回はＺｏｏｍ開催となり、会場参加者が少なかったので、受講者の皆様のリアクションが今ひとつわからない等、講師の先生方にとってはやりづらい面もあったと思いますが、１・２部とも大変わかりやすく内容の濃いものでした。

「建設キャリアアップシステム」は行政書士による代行申請が認められております。行政書士は事業者ＩＤの取得が可能となり、自らのＩＤで申請を行うことが可能となります。取得には「登録料やＩＤ手数料」がかかります。興味のある方は、栃木県行政書士会会員専用ページ「業務情報」のページの２月１日のところに日行連からの文書が掲載されていますので、ご確認ください。

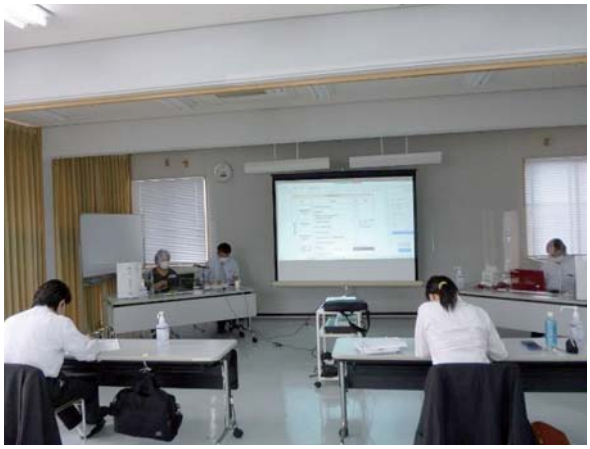

また、当部では、８月にも「２０２３年１月開始予定　建設業許可・経営事項審査　電子申請の概要」と「建設キャリアアップシステム」について学ぶ研修会を企画しました。詳細は、本号の研修会のお知らせのページに掲載されていますので、是非ご参加ください。

（建設環境部　福田雅友）

## 令和４年度　第２回　理事会

６月９日（木）午後１時３０分からコンセーレ（栃木青年会館）１階大ホールにて第２回理事会が開催され、理事３５名中３２名が出席されました。

まず初めに安野会長から連絡事項がありました。その中で大きな事項２点をご紹介いたします。

①　日行連の理事会にて職務上請求書の取扱い規則を一部改正し、購入には倫理研修を受けていることが必要になるということでした。

②　行政書士試験について、今年は宇都宮大学が使用できないため、「とちぎ健康の森」「ホテルマイステイズ宇都宮」の２会場になるとのことです。

①②共に関係してくる会員の方も多いと思いますので、続報にご注意していただければと思います。

連絡事項の後、今回の議案「令和４年度事業実行計画の具体的推進について」それぞれの部や委員会毎に今年度の事業計画を練り、具体的な計画について説明がありました。また、理事の賛成多数により今回の議案は承認されました。

今年度はコロナ禍により縮小した事業を徐々に復活させていきたいという思いが伝わってくる事業内容となっておりました。

（広報部　野村泰紀）

## 事務所経営に関する研修会開催

６月２１日、行政書士会館におきまして「～３タイプの行政書士に聞いてみました！！！～　事務所経営に関する研修会」が開催されました。

登録されたばかりの新人会員を対象に、ベテラン・中堅・トリプルライセンス所有のそれぞれ違ったタイプの先輩行政書士がパネルディスカッション形式でお話しするという内容の研修でした。

「行政書士になったきっかけ」、「初めて受任した案件の内容と報酬額」「話せる程度の失敗談」「行政書士になってから一番高い買い物」など、ざっくばらんな質問に対して、笑いを交えた回答の場面もありました。

新入会員にとっては、実際に活躍されている行政書士の生の声を聞くことができたので、大変参考になったかと思います。

この研修会が好評でありましたら、中小企業支援部として、今後第２弾、第３弾と開催していきたいと思います。

（中小企業支援部　金田修治）

今月号では、職務上請求書控え用紙の確認作業の中で気になった点をご紹介いたします。

職務上請求書控え用紙の空欄が目につきます。役場に提出する請求書原紙と同じ内容が控え用紙に記入されていなくてはならないですし、原紙裏面の“記入にあたっての注意事項”に沿って基本的にすべての欄に記入が必要になります。

記入漏れが多いのは請求日ですが、控え用紙はいつ、どのように職務上請求書を使用したのかの記録になりますので、請求日は必ず記載願います。

また、世帯主・筆頭者の氏名、請求者の生年月日などは分かる限り記入をしてください。

その他、事務所所在地・事務所名等にゴム印を用いる場合、控え用紙にも押印をしてください。

令和４年１月１１日の住民基本台帳法の改正に伴い、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）」または「在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方の記載を求める戸籍の附票の請求をするときには、(4)欄のその他にその旨を記載して請求する必要があります。

詳しくは本会ＨＰ会員専用ページの業務情報（本年２月７日掲載分）に記入例がありますので参照してください。

内容証明郵便の作成業務を受任した時に、送付相手の所在を確認するため、職務上請求書を使用して住民票の写しを取得する例を時折見かけますが、その業務に関しては注意しなければならない事があります。

まず、依頼を受ける内容証明の中身です。既に両者合意の上で確定している金銭支払い催告等のようなものであれば問題ありませんが、慰謝料請求などの紛争に繋がる可能性が高いものに関しては注意が必要です。受任に際しては依頼者からよく話を聞き、紛争性の内在を確認してください。

また、金銭支払い催告の内容証明であっても所在不明となっている債権者に対して債務者の所在を探すために職務上請求書を使用する場合、依頼の目的が、内容証明郵便の送付自体にあるのではなく、債務者の所在を確認する目的のみでは使用できません。

そのほか、業務で必要な範囲以外の項目まで請求する例も多く見受けられます。住所のみが必要なのに本籍地記載の住民票を取得したり、個人の情報のみが必要なのに世帯全員が記載された住民票を取得したりするのは、日行連規則の“職務上必要な請求に限り使用できる”規定に反する請求となりますので、注意してください。

職務上請求書は、士業なら誰でも使えるものではなく、特定事務受任者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）のみとなっています。それだけに、高い倫理意識と厳格な取り扱いが求められています。

職務上請求書を適正に使用するための判断基準として

①委任（依頼）をうけた業務であること。

②行政書士の業務であること。

③その業務が認められた請求の範囲であること。

「職務上請求書　取扱いの手引」Ｐ６にはその判断基準の詳細が記載されていますので、これを機会に確認して頂く事をお勧めします。

「職務上請求書　取扱いの手引」は

【栃木県行政書士会ホームページ】

↓

【会員専用　ログイン】

↓

【職務上請求書の留意点】

からダウンロードすることができます。

（職務上請求書管理委員　西川育美）

# １０．フレイル予防について

## １．フレイルとは

フレイルとは、年をとって体や心のはたらき、社会的つながりが弱くなった状態を指します。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。大事なことは、早めに気づいて、適切な取組を行うことです。そうすることで、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。

## ２．フレイルの予防

フレイルの予防は日々の習慣と結びついています。栄養、身体活動、社会参加を見直すことでフレイルの予防につながります。なかでも、筋肉の衰えを防ぐためにも食事の改善が重要だと言われています。

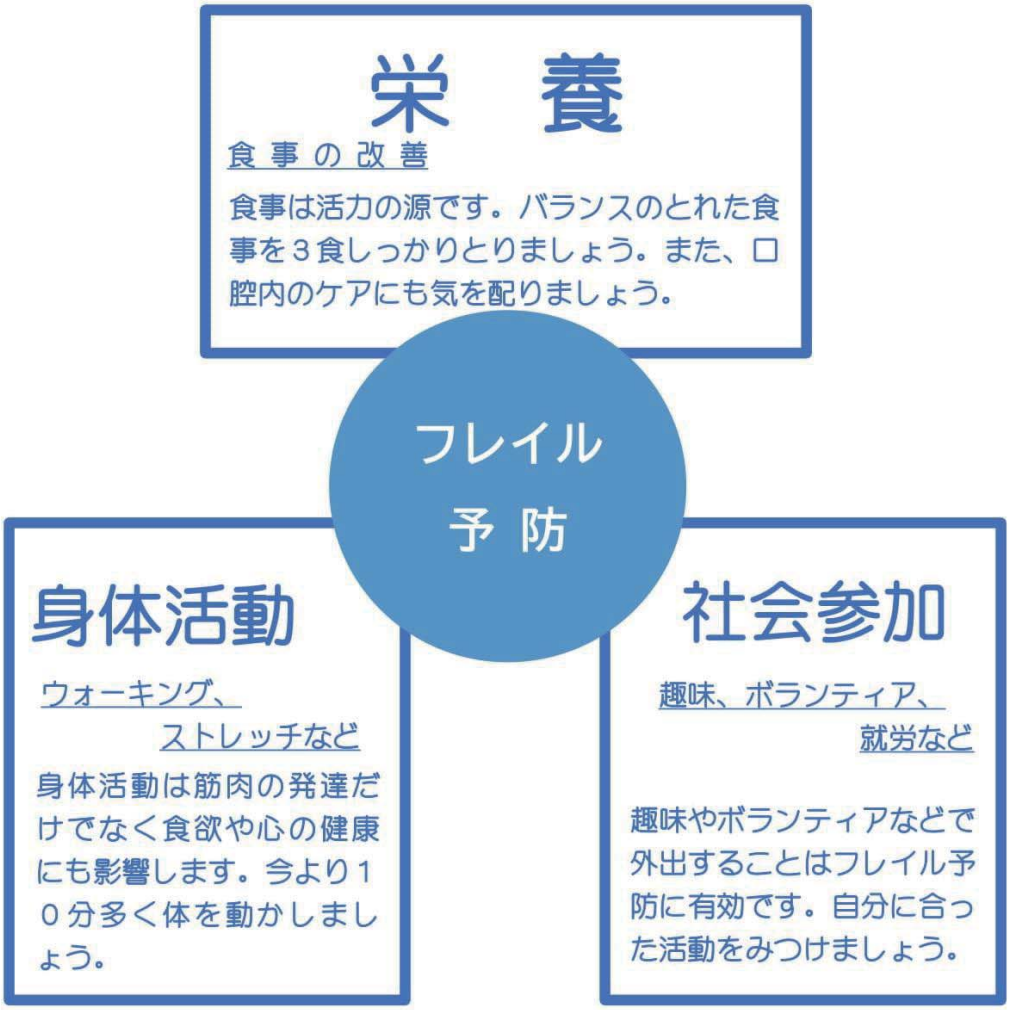

必要な栄養素をまんべんなくとるためには、多様な食品や料理を食べることが重要です。食事でフレイルを予防するポイントは３つあります。

Point1　朝、昼、晩、３食しっかりととりましょう

Point2　１日２回以上、主食・主菜・副菜を組み合わせて食べましょう

Point3　いろいろな食品を食べましょう

それぞれの食品に含まれている栄養素は、１種類ではありません。多様な食品を組み合わせて食べることで、必要な栄養素をまんべんなく摂取することができます。

## ３．栃木県のフレイル予防の取組

栃木県では、県民の皆様が生涯にわたりいきいきと暮らせる豊かで活力ある「健康長寿とちぎ」の実現のため、令和２年度から新たに「人生１００年フレイル予防プロジェクト」をスタートさせています。

県内の企業や団体、市町等と連携し、高齢者のフレイル予防に取り組み健康寿命の延伸を目指しており、詳しくは「健康長寿とちぎ WEB」に掲載されています。

県では、「健康長寿とちぎ」の実現に向けた取組(健康長寿とちぎづくり)を、県を挙げて推進しており、「健康長寿とちぎ WEB」において活動の目的や基本理念、健康づくりについての取組など、様々な情報が提供されています。

年のせいとあきらめていた体や心の衰えは、予防できます。

やりたいことや好きなことを続けていくために、フレイル予防ための「栄養・身体活動・社会参加」を毎日の生活に取り入れ、今できることから始めることが大切です。

《出典》

①厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00002.html)

②パンフレット

(https://www.mhlw.go.jp/content/000620854.pdf)

③高齢者のフレイル予防について（厚生労働省ホームページパンフレット
（https://www.mhlw.go.jp/content/000620854.pdf）を参照して作成）
④健康寿命とちぎ WEB
（http://www.kenko-choju.tochigi.jp/index.php）

# 支部だより

【佐　野】

## 令和４年度第２回佐野支部理事会

６月１日（水）午後３時より令和４年度第２回佐野支部理事会がオンライン会議にて開催されました。河田支部長をはじめ９名の出席者で開催されました。

『報告事項』としまして、「支部会員の動き」、「県理事より担当の説明」他がありました。

『議題』では、大きく４つ取り上げ、「令和４年度事業計画について」、「支部ホームページについて」、「佐野市行政改革懇談会委員の推薦について」、「その他」と活発な意見交換・調整・確認を行いました。

「令和４年度事業計画について」では、市合同相談会相談員の当番について話し合われました。８月に佐野市役所、９月に田沼中央公民館での無料相談会を開催する計画を立てており、当番を割り当てました。

「年間事業計画について」では、支部主催相談会、研修会（インボイス研修会）、新規事業（相続相談事例集編集）について話し合われました。

「支部ホームページについて」では６月末までに各会員への掲載希望の確認を行い、９月末を目途にリリースすることが決定しました。

「佐野市行政改革懇談会委員の推薦について」では引き続き河田支部長が担当することに決定しました。

今回の理事会もオンライン会議ではあるものの、自由闊達に大いに盛り上がる理事会となりました。今後も積極的な行政への貢献を支部一体となってできるよう、理事会中心に盛り上げていきたいと思います。

（支局長　坂上隆之）

【宇都宮】

## 令和４年度第２回宇都宮支部理事会

６月８日（水）午前１０時より、栃木県行政書士会２階会議室において、令和４年度第２回宇都宮支部理事会が開催されました。

総務経理部、業務指導広報部、制度推進部の各部で事業活動について審議が行われ、今年度は研修会の開催や各種イベントでの広報活動について、コロナ前の水準で実施していく計画となりました。

また、支部会員同士の親睦を深める新たな取り組みを開催する案を検討していく事となりました。

（支局長　小池　学）

事務局より

### 栃木県収入証紙の販売について

会では栃木県収入証紙を販売しています。会員が購入する場合、額面１万円につき１枚アドちゃんまたはユキマサくんのイラスト入りのクリアファイルを進呈しておりますのでぜひご利用ください。

※一度のご購入が、概ね「１０万円以上」または「一金種が１０枚以上」の場合は、前日のお昼までに、お電話かＦＡＸにてご予約下さい。

（事務局ＴＥＬ：０２８－６３５－１４１１
ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

【那　須】

## 令和４年度第２回那須支部役員会

６月１０日（金）午後５時より、令和４年度那須支部第２回役員会がオンラインにて開催されました。

令和４年度の定期総会を受け、支部事業の具体的内容について協議を行いました。

新型コロナウィルスもいろいろな施策等により、感染者の減少傾向が続いています。昨年、一昨年と開催できなかった支部事業も、本年度は開催に向け協議できるほどなりました。無料相談会は、予約制として開催することとなりました。那須支部では初めての予約制ということもあり、いろいろな課題に対応しながら開催することとなりました。

本年度の研修は、会場を利用した対面での研修会を行うこととしました。また、バス等を使った懇親会の話が出るなど、対面を意識した提案が随所にありました。

昨年、一昨年は、オンラインを活用できるようになり、デジタルの良さを理解できる一方、会員同士の交流を深めることはできませんでした。新しく加入した会員にとって、相談できる仲間を得る機会を掴めなかったように思います。

予断は許されませんが、本年度は、対面での事業活動の良さを認識できる年となりそうです。

（支局長　室賀芳明）

# 日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

| 日行連№ | 受信日付 | 文書の表題 |
|---|---|---|
| 269 | R4. 6. 10 | 令和４年６月分会費納入について |
| 308 | R4. 6. 17 | 申請取次実務研修会（８月ＶＯＤ方式）の開催について |
| 327 | R4. 6. 23 | 所有者不明土地連携協議会等の名称変更について |
| 328 | R4. 6. 23 | 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について |
| 339 | R4. 6. 23 | マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等について |
| 342 | R4. 6. 23 | 令和４年度定時総会質問書及び各種名簿等の送付について |
| 351 | R4. 6. 23 | 土地政策推進連携協議会への参画等の取組について |
| 354 | R4. 6. 23 | 相続関係説明図の作成に職務上請求書を使用することについて |
| 379 | R4. 6. 30 | 許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議の開催に向けた事前アンケートについて |
| 380 | R4. 6. 30 | 法務省＿共有私道ガイドラインの改定について（周知） |
| 381 | R4. 6. 30 | 「女性活躍・男女共同参画の重点方針２０２２（女性版骨太の方針２０２２）」について（周知） |
| 382 | R4. 6. 30 | 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」について（周知） |
| 386 | R4. 6. 30 | 申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について |
| 393 | R4. 6. 30 | 令和４年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼に関するお願いについて（会員周知願い） |
| 396 | R4. 6. 30 | 申請取次申出時に提出する写真サイズ等変更に伴う書式変更について（周知依頼） |
| 398 | R4. 6. 30 | 中央研修所研修サイトのプラットフォーム正式運用の開始について |

# 栃木県行政書士会カレンダー（８月）

| 日 | | 予　　定 | 時　　間 | 主　　催 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 木 | 制度推進部会 | 10:00～12:00 | 制度推進部 |
| 8 | 月 | 申請取次新規受付 | 13:30～16:00 | 申取管理委員会 |
| | | 行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー） | 10:00～15:00 | 宇都宮支部 |
| 9 | 火 | 登録説明会 | 10:00～11:00 | 総務部 |
| | | 記録等事務代行制度研修会 | 13:30～14:30 | 運輸交通風営部 |
| 10 | 水 | ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会 | 10:00～12:00 | 国際部 |
| | | 小山市外国人相談会 | 10:00～12:00 | 国際部 |
| | | 広報部会 | 13:00～ | 広報部 |
| | | 総務部会 | 13:30～16:30 | 総務部 |
| | | 外国人在留資格無料相談<br>（於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋） | 13:00～16:00 | 足利支部 |
| 15 | 月 | 事務局夏季休暇 | | |
| 16 | 火 | 事務局夏季休暇 | | |
| 17 | 水 | ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会 | 10:00～12:00 | 国際部 |
| | | 国際業務研修会 | 13:30～ | 国際部 |
| | | 行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室）<br>（予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| 18 | 木 | 封印報告書確認 | 13:30～15:00 | 封印管理委員会 |
| 19 | 金 | 行政書士による相談（於：佐野市役所）<br>（問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014） | 13:30～16:00 | 佐野支部 |
| | | 行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）<br>（予約問い合わせ:栃木市市民生活課　0282-21-2122） | 14:00～16:00 | 栃木支部 |
| 23 | 火 | 制度推進部会 | 10:00～12:00 | 制度推進部 |
| | | ビジネスマナー研修会 | 13:30～15:30 | 中小企業支援部 |
| 24 | 水 | 開発行為基礎研修会 | 13:30～15:30 | 土地利用開発部 |
| | | 行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室）<br>（予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| | | 行政書士専門相談<br>（於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）<br>（予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| | | 行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室）<br>（予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係<br>0282-81-1826） | 14:00～16:00 | 栃木支部 |
| 25 | 木 | 登録説明会 | 10:00～11:00 | 総務部 |
| | | 行政書士専門相談<br>（於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室）<br>（予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ） | 10:00～12:00 | 小山支部 |
| 26 | 金 | 外国人在留資格相談会（於：那須塩原市西那須野庁舎１階） | 9:00～12:00 | 那須支部 |
| 28 | 日 | 市民プラザ無料相談会<br>（於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ） | 13:00～16:00 | 宇都宮支部 |
| 29 | 月 | 職務上請求書管理委員会 | 13:30～16:30 | 総務部 |
| 31 | 水 | 建設業関連研修会 | 13:30～16:40 | 建設環境部 |

## 申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
出入国在留管理庁からの案内は下記のとおりです。

令和４年６月２８日
出入国在留管理庁

申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ

申請等取次者申出等の際に提出する写真について、「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）において、「各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則としてサイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状６か月未満のものは６か月以内に統一する。」とされたことから、7月１日以降、次のように変更する予定です。

なお、７月１日以降も、１か月の間は、従来の２cm×２cmの写真の提出も受け付けることとします。

１　写真のサイズについて
　3.0cm×2.4cm（運転免許証サイズ）

２　撮影時期について
　提出日前６か月以内

○申請等取次の承認手続き等については、出入国在留管理庁ホームページ「申請等取次制度について」に掲載しています。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00262.html

## 景観法に基づく届出及び栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて
～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部都市計画課より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

景観法に基づく届出及び栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて.pdf
栃木県景観条例・景観法に基づく届出の窓口について.pdf
下野市景観計画に定める届出対象行為.pdf

## 佐野市　農地転用許可後の完了報告の提出のお願いについて
～佐野市農業委員会より～

標記の件について、佐野市農業委員会より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

農地転用許可後の完了報告の提出のお願いについて.pdf

## 会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は小山支部の中川麻美会員の事務所へおじゃましました。

氏　　名　中川　麻美
事務所名称　行政書士あさみ法務事務所
所　在　地　下野市東前原９５番地８
入　会　日　令和３年４月２日

**Ｑ：行政書士を目指した動機を教えて下さい。**
Ａ：元々は建設会社の総務職として勤めていました。会社の許認可申請を担当しており、その時は行政書士に仕事を依頼する立場でした。行政書士と身近に接する機会が多くあり、魅力的な仕事にやりがいを持って取り組んでいる職業だと感じるようになりました。

総務職として１０年程度のキャリアを積んだこと、簿記や宅建の資格を働きながら取得したこと、自分の特性としては周りのサポートやフォローに強みがあることなども合わせて考えたときに、自分も行政書士になって更なるステップアップに挑戦したいとの思いが強くなり、試験勉強に取り組み始めました。

**Ｑ：合格後は、すぐに開業されたのでしょうか？**
Ａ：妊娠によって会社の育休を取得している最中に合格通知を受け取りました。すぐに開業するかどうか悩みましたが、少しでも行政書士の仕事を身に着けていきたいとの思いがあり、妊娠中でしたがそのまま開業しました。

**Ｑ：どのような業務を主にされていますか？**
Ａ：産廃許可、建設業許可申請などの許認可申請や自動車関係の業務でのご依頼が多いです。また、外国人関連業務を中心に先輩の行政書士事務所で勉強させて頂いております。

**Ｑ：行政書士としてやりがいを感じるのはどんな時ですか？**
Ａ：行政書士業務は非常に幅広く、業務に関連した知識が色々と深まっていきます。これらの知識を活用して仕事で結果が出せたときは喜ばしく思います。また、イレギュラーな事案ではお客様も本当に困っておられることが多く、そのような事案を解決できたときは、お客様は喜んでくださりますし、自分も喜んで頂けたことにやりがいを覚えます。

**Ｑ：今後の目標を教えて下さい。**
Ａ：ご依頼を頂けている分野の知識を更に磨いて、確実迅速に業務を進めていけるように研鑽を続けると共に、より多くのお客様に喜んで頂けるよう色々な仕事に挑戦していきたいです。

**Ｑ：座右の銘は何でしょうか。**
Ａ：「１分１秒大切に」です。時は金なりとの言葉もあります。日々の時間を有意義に使い、その時その時を意味あるものとできるよう常に心がけています。

**Ｑ：趣味や休日の過ごし方**
Ａ：子供が３人いるため、育児に追われてしまうことが多いです。時間が作れるときには、家族で買い物に行ったり遊びに出かけたりします。これがいい気分転換になります。

仕事に育児にと、忙しい日々を送っておられる中川会員でした。筆者も仕事でやりとりをさせて頂くことがありますが、もちろん、忙しい中でもレスポンスは迅速に行って下さいます。今後とも、幅広い分野でのご活躍を期待しております！

（支局長　田邉幸樹）

支局かわら版

# とちぎフォーラム2022

芳賀支部

６月４日（土）～５日（日）に、真岡市で「とちぎフォーラム２０２２」が開催されました。

密を避けるためか、会場を４つにわけて開催のイベント。

かう、たべる、みるをテーマに真岡市内各所にブースが立ち並び、さらには、健康や防災、魅力発信をテーマにしたイベントが行われました。

ＹＯＧＡあり、ＴｉｋＴｏｋあり、防災あり、ダンスあり。

今回のフォーラムは「ウェルビーイング」（直訳すると「幸福」や「健康」）が体験できるように作り上げられたとのこと。多くの家族連れが、真岡市内を散策し、イベントを楽しみました。

中でも人気だったのが「謎解きしながら街歩き！」ですね。１０００名分の景品を用意してあったそうですが、私が駆けつけた１１時３０分には１０００名分の受け付けは終了していました。

仕方なくといっては失礼ですが、謎解きは諦め、真岡市内各所のイベントブースも回ってみました。

門前まちあるき駐車場では、サンドウィッチグルメグランプリ入賞のサンドウィッチを中心に食べ物ブースがずらり。

メイン会場となる真岡市民公園では、この時はちょっと真面目な話をしていましたが、この後に控えるダンスコンテストの準備をしたお子さんたちがいました。

某有名グループのミュージックビデオの撮影にも使われた久保講堂では、子供たちの絵画の展示。もともと栃木県芳賀郡市では芳賀教育美術展を開催するなど、地域の美術教育に力を入れています。

そして真岡駅。こちらでも駅前に食べたり買ったりできるブースが立ち並んでいました。

まだコロナ禍が収束したわけではありませんが、こうしたイベントがあると、だんだん戻って来たのかなという実感がわきます。みなさんの周りでも久しぶりの開催！　みたいなものがあるのではないでしょうか。

真岡市では、今後、グルメグランプリを開催、そして３年ぶりに、花火大会は見送られたものの夏祭りや灯篭流しが開催される予定です。お祭りは「神様に感謝する」のが目的ですが、さまざまな願いを込めて行われます。感染防止に努めながら、こうしたお祭りでコロナ禍の収束と、無病息災を願ってみてはいかがでしょうか。

（支局長　柳　知明）

研修詳細

## 記録等事務代行制度研修会

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和４年８月９日（火）１３：３０～１４：３０
（本年５月１１日に開催予定であった研修会と同じものです。）
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　令和５年１月から導入を予定されている「記録等事務代行制度」に関して、関東運輸局からの資料をもとに説明いたします。
○講　　師　行政書士　飯塚　晃路
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○受 講 料　無料

---

## Ｚｏｏｍ受講希望者

○定　　員　８０名（先着）
○申込方法　メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。

※　申込後、８月２日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○申込締切　８月１日（月）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

---

## 会場受講希望者

○定　　員　コロナ対策のため定員は１０名で基本的には先着とします。受講者証を送信します。
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。ただしメールの場合は、Ｚｏｏｍ受講希望者と勘違いする可能性があるため、必ず「会場での受講希望」と記載願います。
○申込締切　８月１日（月）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

## ビジネスマナー研修会

中小企業支援部　主催

阿　見　　睦　様

　社会人として知っておきたい、ビジネスマナーに関する研修会です。ビジネスメールの書き方や意外と知らない基本的なこと、今さら聞けない内容、デジタル化が進んでいる現代にも通用するビジネスマーについて、この機会に受講してはいかがでしょうか。
　Ｚｏｏｍで行いますが、先着２０名のみ行政書士会館で受講できます。

○開催日時　令和４年８月２３日（火）
　　１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　ビジネスマナーについて
○講　　師　那須ＯＳＵＳＯＷＡＫＥ株式会社　　登録講師
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
　　会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員
○受 講 料　無料

---

## Ｚｏｏｍ受講希望者

○定　　員　８０名（先着）
○申込方法　メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

　本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

　※　申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。

　※　申込後、８月１２日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○申込締切　８月１０日（水）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
　※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
　※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
　※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

---

## 会　場　受　講　希　望　者

○定　　員　先着２０名。受講者証を送信します。
　　（無断欠席をしたことがある方は、この限りではありません。）
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。ただしメールの場合は、Ｚｏｏｍ受講希望者と勘違いする可能性があるため、必ず「会場での受講希望」と記載願います。
○申込締切　８月１０日（水）
　　（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

## 建設業関連研修会

建設環境部　主催

○開催日時　令和４年８月３１日（水）１３：３０～１６：４０
○開催場所　ワイズ公共データシステム㈱からＺｏｏｍ配信
○研修内容　1. ２０２３年１月開始予定 建設業許可・経営事項審査 電子申請の概要
建設業許可、経営事項審査の電子申請が２０２２年度中に予定されています。
研修では、概要について解説します。
2. 建設キャリアアップシステム
建設キャリアアップシステムの概要や登録の流れ、利用のメリット、今後の展開や経営事項審査や入札参加資格への影響について解説します。
○講　　師　ワイズ公共データシステム㈱ご担当
○定　　員　Ｚｏｏｍ受講者：８０名　行政書士会館受講者：１８名　いずれも先着
○資　　料　受講受付完了後、別途ご案内いたします。
○受 講 料　無料
○申込締切　８月２３日（火）

---

## Ｚｏｏｍ受講希望者

○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名）
○申込方法　メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。
※　申込後、８月２５日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

---

## 行政書士会館受講希望者

○対 象 者　会員のみ
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。
ただしメールの場合は、必ず「会場での受講希望」と記載願います。
受付後、受講者証をＦＡＸします。
○受講方法　Ｚｏｏｍ配信をプロジェクターに投影する講義方式です。
講師の来館はありません。

研修詳細

## 国際業務研修会

国際部　主催

○開催日時　令和４年８月１７日（水）１３：３０～
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
○対 象 者　会員（申請取次者でなくても受講できます。補助者は不可）
○定　　員　３０名
○受 講 料　無料
○申込締切　８月１２日（金）

**＊会の外国人相談会の相談員および当日の相談事例発表者はお申込み不要です。**

※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

**※当日午後のみ栃木県不動産会館様の駐車場を借用しております（不動産会館駐車場の看板がある会館から離れたところ。不動産会館前は駐車できません）。**

研修詳細

## 開発行為基礎研修会

土地利用開発部　主催

○開催日時　令和４年８月２４日（水）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　行政書士の主要業務である開発行為の基礎を学びます。
○講　　師　行政書士　佐藤　栄一
○対 象 者　会員、補助者
○定　　員　２４名
○受 講 料　５００円
○申込締切　８月１７日（水）

# 募　集

## 研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

| 研　修　名 | | 受講料 | 申込〆切 | 申込 会員 | 申込 補助者 | ﾃｷｽﾄ申込 | 昼食¥500程度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8/9 | 記録等事務代行制度研修会 | 無　料 | 8/1 | | | — | — |
| | | Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。 | | | | | |
| 8/17 | 国際業務研修会 | 無　料 | 8/12 | | | — | — |
| 8/23 | ビジネスマナー研修会 | 無　料 | 8/10 | | | — | — |
| | | Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。 | | | | | |
| 8/24 | 開発行為基礎研修会 | ５００円 | 8/17 | | | — | — |
| 8/31 | 建設業関連研修会 | 無　料 | 8/23 | | | — | — |
| | | Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。 | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支部名 | | 会員氏名 | |
| ＦＡＸ | | 補助者氏名 | |

### 栃木会の申請取次行政書士の動向

| | |
|---|---|
| 新規申出（６月） | ０名 |
| 更新申出（６月） | ５名 |
| 有効期限切れによる減少 | ３名 |
| 申請取次行政書士（６月末現在） | １４９名 |

**★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。**
**注）必要書類のうち、顔写真のサイズが変更になりました。（変更後：３．０ｃｍ×２．４ｃｍ）**

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：７月２９日（金）　受付日：８月８日（月）時間は予約時に案内します。
（都合により８月は第２月曜日となります）

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

「日本行政４月号」４２ページに年間の開催日程と修了証書発送予定日が掲載されております。
新規・更新とも、受講予定の方は日程・申込期間をご確認ください。

## 車庫証明申請センター運営協議会定期総会開催

車庫証明申請センター運営協議会（以下運協）の定期総会が、６月２５日（土）１４時より栃木県行政書士会館会議室にて開催された。前年度、前々年度においては書面による議決となったため、久々の開催である。

長竹会長より、車庫証明業務及び運協を取り巻く状況について説明があり、ＯＳＳや自動車販売状況を踏まえた議案内容となっているため、慎重審議をお願いする旨の挨拶があった。その後、来賓として栃木県行政書士会の安野会長よりご祝辞をいただいた。

議案は全て執行部の提案通り、満場一致で可決承認され、運協の経理を宇都宮センターに統合することが決定した。これにより今後ますます経費の削減に努め、インボイス制度への対応等を行っていく予定である。

なお、今回の経理統合により会計期間が変更となったため、次年度以降の定期総会は９月開催となる予定である。

（運協副会長　田代昌宏）

# 財務経理部からのお知らせ

## 7月は会費の納入月です。

## 口座振替の方は残高不足にご注意下さい。

７月末日までに７月～９月分までの会費を納めることとなっております。
（当会会則第 20 条第３項）

**T-NET 申し込みの方振替日**

**7月27日(水)**

**その他の金融機関の方振替日**

**7月25日(月)**

皆様の御協力をお願い致します。

# 栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和４年６月 30 日現在）

| | 支部・氏名 | 登録年月日<br>入会年月日 | 郵便番号 | 事務所名<br>所在地 | 電話 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 宇都宮<br>山口　美南 | R4.6.1 | 321-0982 | 行政書士法人宇都宮国際法務事務所<br>宇都宮市御幸ヶ原町 68-2 | 028-689-1386 | |
| | 宇都宮<br>吉澤　裕之 | R4.6.1 | 320-0056 | 東電用地コンサルティング<br>吉澤行政書士事務所<br>宇都宮市戸祭 3-9-22 | 028-305-5448 | |
| | 宇都宮<br>安永　香里 | R4.6.1 | 321-0904 | 行政書士やすながかおり事務所<br>宇都宮市陽東 6-16-15 | 028-662-6039 | |
| | 栃　木<br>金子　真菜 | R4.6.15 | 323-1104 | 金子真菜行政書士事務所<br>栃木市藤岡町藤岡 6405-1 | 080-2015-8475 | |

【退　会】

| 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 | 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日　光 | 手塚　志郎 | R4.6.30 | 廃　業 | | | | |

【変　更】

| 支　部 | 氏　名 | 変更事項 | 変更内容 |
|---|---|---|---|
| 宇都宮 | 西村　直也 | 属　性<br>所在地<br>電話番号 | 個人開業<br>宇都宮市インターパーク 3-14-7<br>ブリリアントジェネレーションⅡ　102 号室<br>028-688-8571 |
| 宇都宮 | 小材　秀明 | 所在地 | 宇都宮市大寛 2-1-24　レジデンス大寛 906 号 |

**事務局よりお知らせ**

**８／１５（月）～８／１６（火）は夏季休暇のため、**
**事務局は閉局となります。**
**よろしくお願いいたします。**

**編集後記**

近年のＳＤＧｓの推進の流れを受けて、広報部でも広報誌「行政書士とちぎ」の在り方を考える時期がやってきました。できるだけ会員の皆様の意向を考慮しつつ計画を立てていきたいため、アンケートをとることを検討しています。その際はよろしくお願いいたします。

（広報部　野村泰紀）


行政書士とちぎ　７月号　No.547

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2022.7 令和4年7月15日発行 第547号
栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省
栃木県

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

令和3年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

**行政書士相談センター**

電話無料相談 （月～金曜日 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く）

**028-638-0919**（まるくいく）